

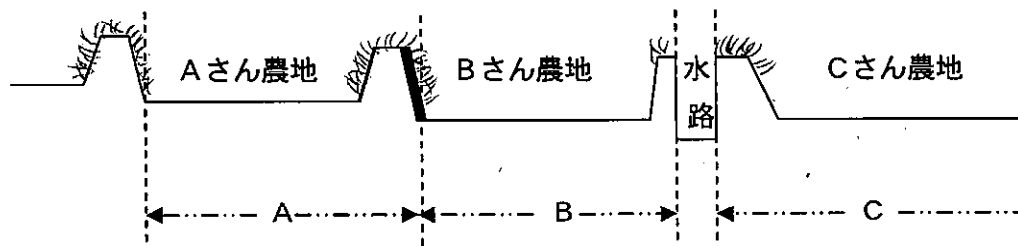
# 農地と周辺の草刈について（平成 27 年 3 月）

日吉津村・日吉津村実行組合長会・日吉津村農業委員会

農地周辺の草刈が人によって違う場合があることから、村内実行組合長と村農業委員とで話し合って、草刈の基本的な事項について次のとおり取りまとめましたので、その結果を農家の皆様にお知らせします。

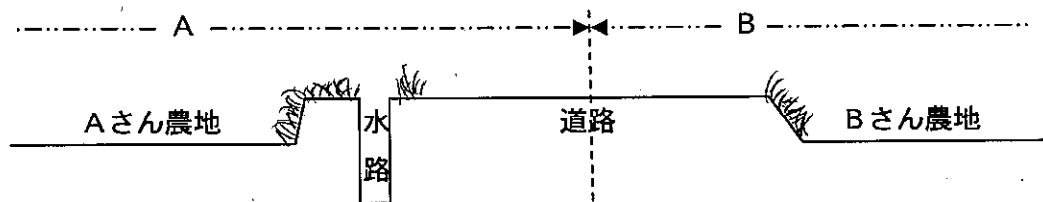
一般的な例であげており、村内の状況の網羅したものではありませんので、従前からの取り決めがある場合はそれに従っていただいてもかまいません。今一度、草刈範囲の確認をしていただき、農業に関わる多く方の協力で、農地とその周辺の環境を守っていきましょう。

## ①畦の草刈



- ・ Aさんの所有地はBさんの農地まで、境界の畦はAさんが草刈します。
- ・ Bさんは自己の農地の管理のためAさんの畦の太線部分の草刈はできます。
- ・ 農地に接続する水路土手の草刈も併せてお願いします。

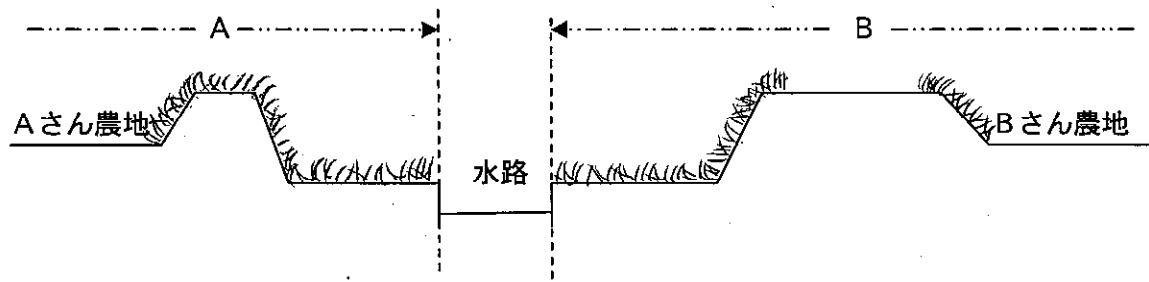
## ②道路と水路の草刈



- ・ この例の水路は、「③大きい水路の草刈」にある水路を除きます。
- ・ 道路から農地に入るときにこの道路を利用しない場合がありますが、道路の半分まで草を刈ることで、それぞれの農地への影響を最小限にすることができます。
- ・ 道路が地道・舗装道路のどちらでも、道路の半分までの草刈をします。  
(舗装道路でも、水路のコンクリートと舗装の間も草が生えます。)
- ・ 横に水路がない道路も同様に半分を管理します。

裏面の③もご覧ください。

### ③大きい水路の草刈



- ・基幹排水路（西川、ホレコ川）は、両側の関係者に農地から水路まで草刈をお願いします。
- ・洞川、新川、宮川、稲川、新田川、16号、豊田井出も水路まで関係者で草刈をお願いします。